

首都直下地震における応急対策職員派遣制度 アクションプラン（案）の概要

総務省自治行政局公務員部応援派遣室

本アクションプランの趣旨、目的

首都直下地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針について、関係機関及び総務省の対応を相互に理解することにより、全国の応援職員が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するもの。
「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例として定めるもの。

主な用語の定義

● 受援都県（4都県）

首都直下地震発生時において主として応援を受ける都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう（※受援都県は、指定都市を含む都県を一単位とするため、受援都県にはさいたま市、千葉市、横浜市、川崎市及び相模原市を含む。）。

● 応援道府県等（43道府県、15指定都市）

受援都県を除く道府県及び受援都県内の指定都市を除く指定都市をいう。

● 即時応援道府県等（37道府県、15指定都市）

応援道府県等のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている首都直下地震緊急対策区域（以下「首都直下地震緊急対策区域」という。）を含まない道府県及び指定都市をいう。

● 被害確認後応援県（6県）

応援道府県等のうち、首都直下地震緊急対策区域を含む県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）の6県をいう。

● 災害マネジメント総括支援員（GADM）

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

● 災害マネジメント支援員

災害マネジメント総括支援員を補佐するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

● 地域GADM等

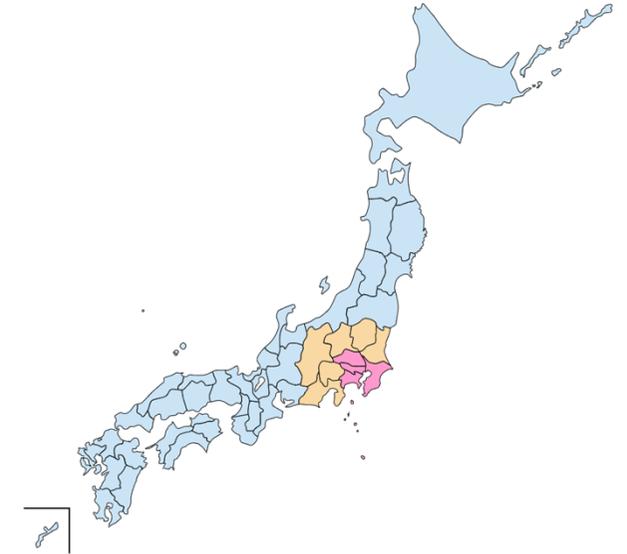
受援都県内のGADM及び災害マネジメント支援員のほか、受援都県内においてこれらの者に準ずる役割を持つ者をいう。

● 総括支援チーム

被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

● 対口支援チーム

主に避難所運営、罹災証明関係業務等に係るマンパワー支援を行うチームをいう。



支援対象業務

主に、①災害マネジメント支援、②避難所運営業務支援、③住家認定調査・罹災証明書交付業務支援の3つが支援の対象となる。

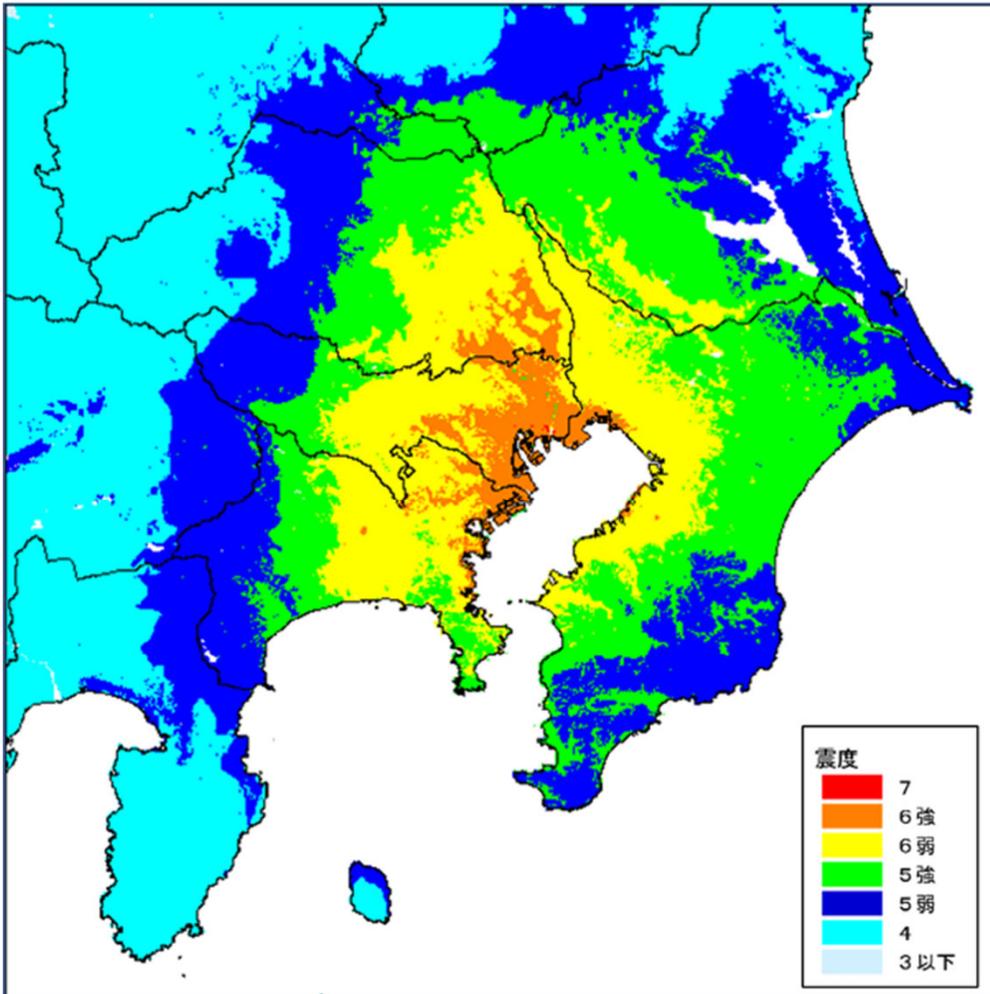
ただし、①～③以外であって、応急対策職員派遣制度以外の仕組み等において対象としていない業務 についても、業務の緊急性に依りて支援に努める。1

想定する地震

○ 想定する地震

中央防災会議防災対策実行会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」（令和7年12月19日）において東京圏及びその周辺地域の直下で発生する地震として想定されている19地震のうち、首都中枢機能への影響や人的・物的被害が甚大となる都心南部直下地震。

【震度分布（都心南部直下地震）】



地震の規模：モーメントマグニチュード7.3

想定する被害・適用基準

○ 想定する被害

中央防災会議防災対策実行会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「都心南部直下地震の被害想定【定量的な被害】」のうち、避難者数（2週間後）及び全壊・焼失棟数（冬・夕、風速8m/s）。

【被害想定（避難者数、全壊・焼失棟数）】

	避難者数 (人)	全壊・焼失 棟数(棟)
茨城県	44,000	2,000
栃木県	2,900	300
群馬県	4,200	400
埼玉県	700,000	72,000
千葉県	710,000	38,000
東京都	2,000,000	176,000
神奈川県	1,300,000	113,000
山梨県	200	0
静岡県	1,900	200
計	4,763,200	401,900

○ 適用基準

本アクションプランは、東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用する。

上記の条件を満たす地震が発生した場合のほか、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプラン適用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると総務省が判断した場合に適用する。

※ 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランとの関係

上記に示した本アクションプランの適用基準は、首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランのものと同一であり、当該アクションプランが適用されることとなった場合には、本アクションプランも自動的に適用する。

応援編成計画（受援都県と即時応援道府県等の組合せ）

○ 応援編成計画については、被害想定、即時応援道府県等の職員数、距離等の要素を考慮し、下表のとおりとする

受援都県	応援道府県等	
	即時応援道府県等	被害確認後応援県
埼玉県	秋田県、山形県、新潟県、福井県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、新潟市、京都市	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県 （応援先は、被災状況等を踏まえ確保調整本部において検討。）
千葉県	北海道、岩手県、宮城県、札幌市、仙台市	
東京都	青森県、福島県、愛知県、三重県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	
神奈川県	富山県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、大阪市、堺市、熊本市	
	石川県、静岡市、浜松市 （応援先は、被災状況等を踏まえ確保調整本部において検討。）	

注1 受援都県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道府県等は道府県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 即時応援道府県等のうち、静岡市及び浜松市については、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう応援編成計画上の組合せから除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため応援編成計画上の組合せから除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、注2の即時応援道府県等と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置付けとする。

応援職員確保調整本部

- ①本アクションプランを適用した場合又は②関係団体と協議の上必要と認められた場合に設置。
- 構成員は、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会。
- 総務省に事務局を置く。

(主な役割)

- ・ 現地調整会議からの報告、関係省庁等から共有された情報等に基づく全国の被災状況、応援ニーズ等の把握
- ・ 即時応援道府県等の応援隊だけでは不足する場合の追加の応援職員派遣調整
- ・ 即時応援道府県等の応援隊に余剰が生じた場合における当該応援隊に係る応援職員派遣調整
- ・ 関係省庁に対する情報等の共有
- ・ 現地調整会議に対する情報の共有、意見の聴取等
- ・ 被害確認後応援県から応援要請があった場合の応援職員派遣調整 等

即時応援道府県等における応援体制

- あらかじめ先遣隊派遣団体を選定。先遣隊派遣団体は、本アクションプラン適用後速やかに受援都県の災害対策本部に対してGADMを含む先遣隊を派遣。情報収集、応援ニーズの把握等を行う。
- 先遣隊派遣後、活動本部の設置、統括責任者の任命、応援隊の編制。

(応援隊の編制)

統括班：活動本部において応援班の運用（追加派遣要請への対応等）、派遣元等との連絡調整を行う班。最低1名は連絡要員として現地調整会議に常駐する。

応援班：先遣隊等が把握した応援ニーズに基づき被災市区町村に対して派遣される班（総括支援チーム・対口支援チーム）。

後方支援班：宿泊拠点、物資等の確保を行う班。

※ 受援都県及び被害確認後応援県で、本アクションプラン適用後に他の都道府県に対して応援職員派遣を行うことが可能となった場合の応援体制については、原則として上記による。

受援都県における受援体制

- 受援都県は、本アクションプラン適用後速やかに、災害対策本部内に応援職員派遣調整チームを設置する。

(主な役割)

- ・ 応援職員派遣調整チームは、応援職員の人数、地域GADM等の派遣の状況、被災市区町村における応援職員の派遣要請人数などを考慮し、応援班の派遣先（被災市区町村）を調整する。
 - 受援都県は、受援都県、即時応援道府県等、被災地域ブロック幹事都県、関係団体、総務省等で構成される現地調整会議を設置する。
- ### (主な役割)
- ・ 受援都県災害対策本部会議における情報収集
 - ・ 被災市区町村に関する情報収集、応援ニーズの把握等
 - ・ 応援班の活動に関する情報収集
 - ・ 上記の情報の確保調整本部への共有
 - ・ 確保調整本部が行う応援職員派遣調整等に対する意見の申出 等
- 受援都県の役割は、主に以下のとおり。

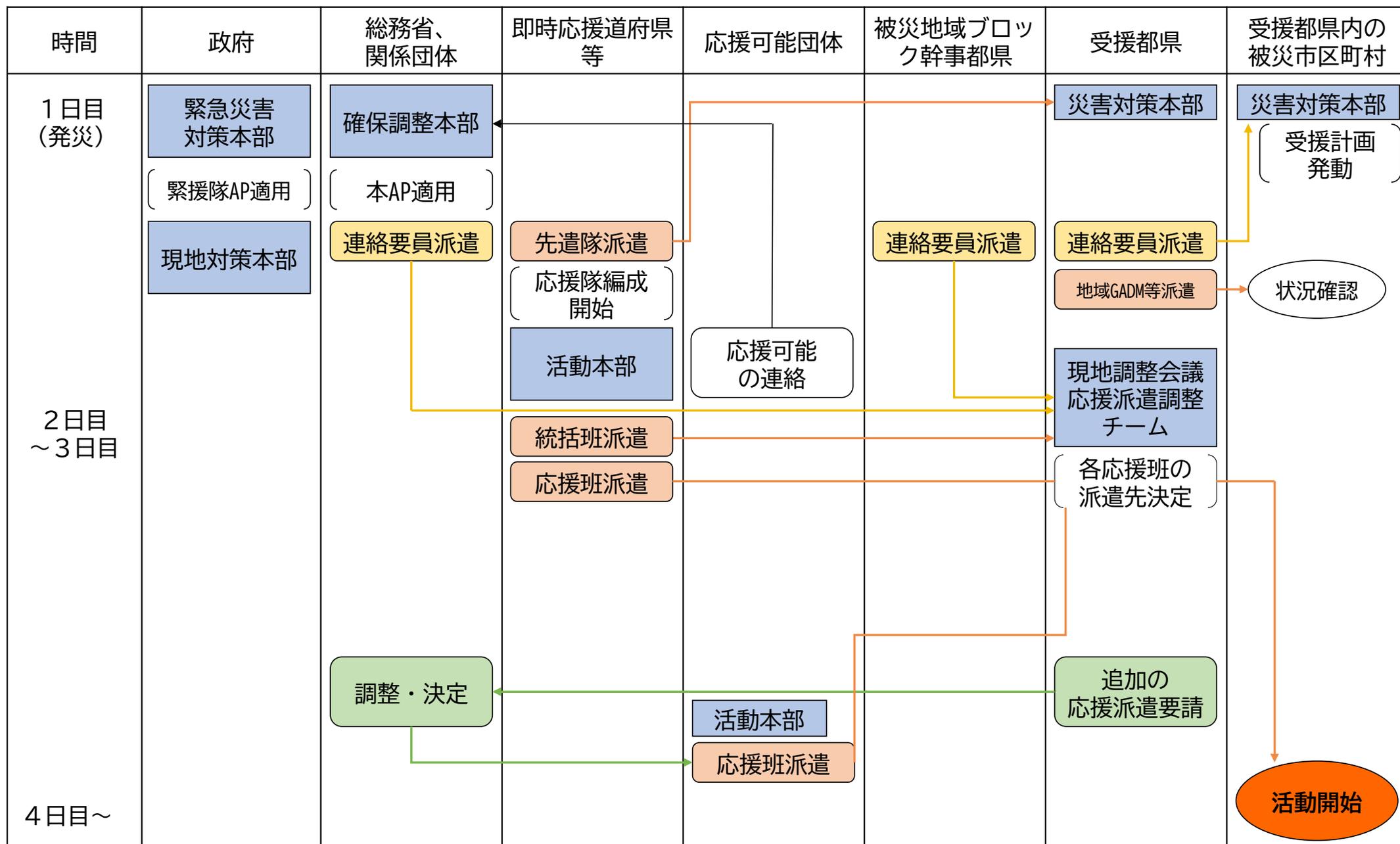
(主な役割)

- ・ 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）
- ・ 被災市区町村の応援ニーズの把握（先遣隊、現地調整会議等と協力）
- ・ 被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（統括担当県又は被災地域ブロック幹事都県と協力）
- ・ 当該被災都道府県内の応援可能な市区町村から被災市区町村への応援職員派遣調整 等

その他

- 被害確認後応援県が外部からの応援職員派遣を必要と判断した場合、当該都道府県は、速やかに確保調整本部に対し、応援職員派遣の要請を行う。
- 地方公共団体は、本アクションプランとは別に、独自に又は災害時相互応援協定等に基づき応援職員派遣を行う場合には、あらかじめその旨申出を行う。

首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（案） 第4 発災以降の流れ



※ 上図は、アクションプラン「第4 発災以降の情報共有、報告等の流れ」を簡略化して図示したものである。

本アクションプランの実効性確保のための取組（例示）

1 受援都県と即時応援道府県等との間における平時からの取組

- ・ 「首都直下地震現地調整会議準備会」の開催による定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、オンラインによる遠隔支援の検討、表証等。
- ・ 受援都県内の現地視察（県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・ 先遣隊派遣団体及び筆頭団体の選定。
- ・ 受援都県の県庁から管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討。
- ・ 首都圏特有の課題（昼夜間人口差、帰宅困難者対応、外国人対応、高層住宅居住者対応等）への対応方針の検討。
- ・ 液状化、木密地域の火災等が生じた場合の対応方針の検討。 等

2 受援都県における平時からの取組

- ・ 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 受援都県及び管内市区町村における受援体制の構築（首都直下地震アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。
- ・ 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿、キャンピングカーの停車場等¹の把握、リスト化及び即時応援道府県等への共有。
- ・ 地域GADM等の育成及び登録の促進。
- ・ 被害想定に基づく管内市区町村の応援ニーズの推計、即時応援道府県等への共有等。
- ・ 県内応援の可能性の検討。
- ・ 管内市区町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認。 等

3 即時応援道府県等における平時からの取組

- ・ 管内市町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 応援体制の構築（首都直下地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・ 受援都県に派遣する先遣隊及び応援班の事前のリスト化（優先順位付け）。
- ・ GADM（管内市町村の職員含む）の育成及び登録の促進。
- ・ 即時応援道府県等から受援都県への進出経路の確認。
- ・ 管内市町村が締結している個別の災害時相互応援協定の把握及び発災時における管内市町村の対応方針の確認。 等

4 被害確認後受援県における平時からの取組

- ・ 被害確認後受援県は、発災後、県外への応援が可能な場合には、確保調整本部において受援都県に対する応援班の派遣を調整することとなることから、上記1、2及び3を参考に平時から地域ブロック内で実効性確保のための取り組みを進める。

5 受援都県同士の平時からの取組

- ・ 受援都県は、定期的に受援都県同士の会議等を開催し、各受援都県における議論、取組等について情報共有、意見交換等を行う。

応援体制及び受援体制に関する補足

応援体制の構築において検討すべきことの例

- ・ 応急期に派遣可能な職員数の検討（例えば、即時応援道府県等の職員数の一定割合を目安とする等）。
- ・ 先遣隊、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成構築。
- ・ 防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等。
- ・ 応援マニュアルの策定等。

受援体制の構築において検討すべきことの例（主に受援都県内市区町村）

- ・ 庁内全体の受援担当の指定。
- ・ 災害対応業務の洗い出し、優先順位の検討及び受援対象業務の整理。
- ・ 各業務のマニュアル化、各業務の受援担当者の指定。
- ・ 民間（ボランティア、NPO法人、物流事業者等）との関係構築、業務委託等に関する協定締結等。
- ・ 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る公共施設、ホテル、民宿、キャンピングカーの停車場等¹の把握、リスト化。

個別の災害時相互応援協定の把握、発災時の対応方針の確認

- 本アクションプランは、個別の災害時相互応援協定等に基づく応援が存在することを前提としているが、即時応援道府県等の管内市町村において、個別の災害時相互応援協定等に基づき応援編成計画とは異なる地方公共団体への応援が多数行われた場合、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれが高くなる。
- したがって、受援都県及び即時応援道府県等いずれにおいても、管内市区町村の個別の災害時相互応援協定等の締結状況及び首都直下地震発災時の対応方針についてあらかじめ把握し、現地調整会議準備会にも共有しておく必要がある。
- その上で、即時応援道府県等が、応援編成計画に定められている受援都県に対して派遣できる職員数が著しく少なくなるおそれが判明した場合には、事前に即時応援道府県等と県内市町村の間の調整を行うことが望ましい。

平時の備え

(1) 応援経路等の整理

即時応援道府県等及び被害確認後応援県は、被害想定や交通規制に係る計画等を踏まえ、発災時に使用可能性のある交通検問所や進出経路、参集拠点等をあらかじめ整理する。

(2) 緊急通行車両に係る確認、標章の準備

発災時の円滑な応援に向け、応援職員派遣に使用する可能性のある車両をあらかじめ整理し、可能な限り発災前に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、標章及び証明書の交付を受ける。

【標章】

【証明書】

別記様式第4（第6条の2関係）



備考 1 色彩は、記号を黄色、枠及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書	
知 事 〇 公安委員会 〇	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
活動地域	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	() 通 番
有効期限	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

発災時の進出経路の選定等

(1) 進出経路の選定

発災時、即時応援道府県等及び応援可能団体は、平時の備えの(1)での整理を基本に、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等を踏まえ進出経路を選定し応援を実施する。

(2) 情報共有

選定した進出経路や道路被害状況等（進出途中で把握したものを含む。）については、適宜、派遣先が同じである応援団体、確保調整本部等に共有する。

(参考) 緊急交通路

- 一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線60路線が選定されている。



(参考) 交通検問所

- 高速道路等のインターチェンジや一般道路の交差点について交通検問所が選定されている。

【一例】



(参考) 応援編成計画 (案) の図示

